

議員提出議案第 7 号

境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年10月1日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

荒 井 秀 行

岡 空 研 二

景 山 憲

田 口 俊 介

築 谷 敏 雄

柊 康 弘

米 村 一 三

境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例

境港市議会議員定数条例（平成12年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第 8 号

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年10月1日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

平 松 謙 治

松 本 熙

長 尾 達 也

柗 康 弘

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し、通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としています。

よって、国においては、女性差別撤廃条約選択議定書にすみやかに批准するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 9 号

選択的夫婦別姓の導入並びに女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年10月1日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

平 松 謙 治

松 本 熙

長 尾 達 也

柗 康 弘

選択的夫婦別姓の導入並びに女性のみ適用される再婚禁止
期間の廃止を求める意見書

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓は合憲」という判断を示しましたが、制度のあり方については、社会の受け止め方等の状況に関する判断を含め、国会で判断されるべきとしており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法が差別的な規定を保持しているとして、改めて早急な是正を勧告しています。

よって、国においては選択的夫婦別姓の導入並びに女性のみ適用される再婚禁止期間を廃止するよう民法の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 10 号

国の責任による少人数学級の前進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年10月1日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

平松 謙治

松本 熙

長尾 達也

柗 康弘

国の責任による少人数学級の前進を求める意見書

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子供たちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「1学級40人（小学校1年は35人）」の定数は国際的に見て異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態です。

鳥取県は独自の少人数学級施策として、小学校1年2年で「30人以下学級」、中学校1年で「33人以下学級」、その他の学年で「35人以下学級」を実施しています。これら「少人数学級」は、次代を担う子供たちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、さらに推進が必要です。

実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されていますが、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。全ての子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いです。地方に負担を押し付けることなく、国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが重要です。

また、この間、全国では、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校中や学校再開への移行段階で、「3密」を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われた自治体、学校も少なくありません。40人学級では子供の感染を防ぐための身体的距離もとれません。全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長も少人数学級の実施を求めています。

よって、30人以下学級を早期完全実施し、20人程度で授業ができるようにするため、必要な教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政措置をとっていただくよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。